

令和6年度（補正予算）  
循環型社会形成推進事業費補助金  
**自動車における再生材供給拡大に向けた  
産官学連携推進事業**

**第二次公募説明会**

令和7年7月30日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

資源循環調査センター

# 本事業について (公募要領p-1)

公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）では、環境省から令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、自動車における再生プラスチックの供給拡大のため、以下の2つの事業に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施します。

## 1. 再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析

### 装置導入事業

## 2. プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕設備

### 導入事業

# 補助金の応募をされる皆様へ (公募要領p-2, 3)

## (重要事項)

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を受けられる方におかれましては、上記の点を充分にご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

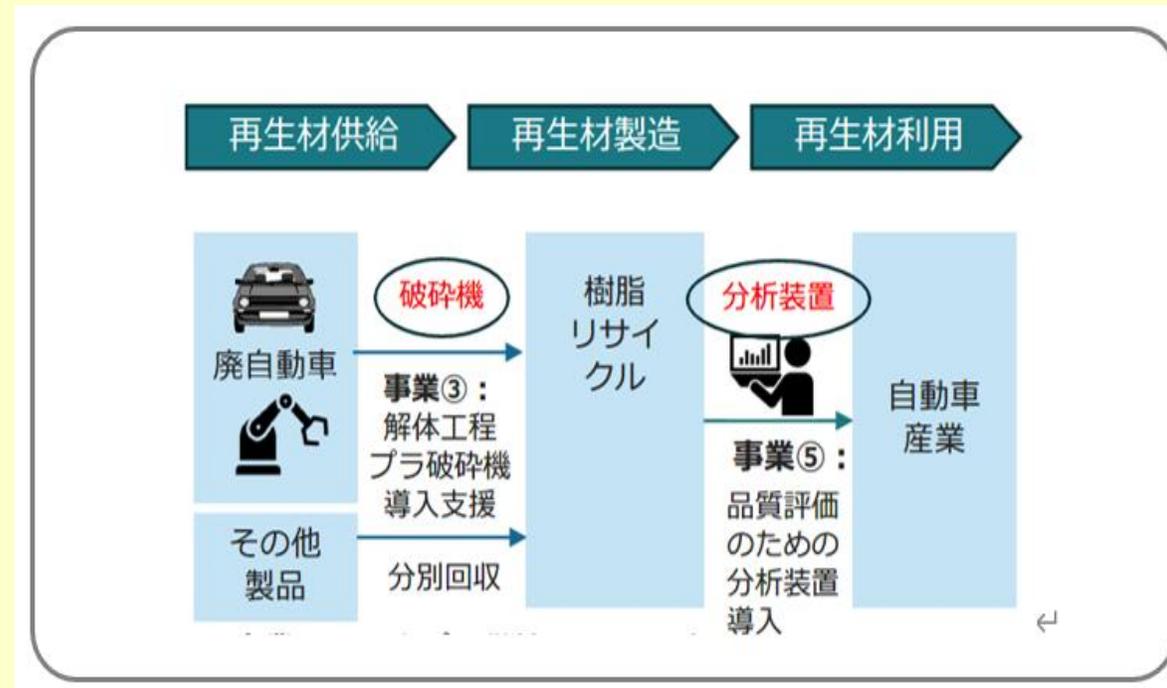
⇒詳細は「公募要領」p2、3をご参照ください。

# 事業の目的 (公募要領p-5)

欧州のELV規則案などの国際的な変化に対応しながら、質の高い再生材の供給を拡大していくことは、我が国における循環経済への移行において重要な取り組みになります。

本事業では、「再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業」及び「プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業」を支援することにより、再生プラスチックの質及び量の確保に貢献し、もって再生プラスチック市場構築を図ることを目的としています。

## 事業イメージ



# 事業の内容 (公募要領p-6)

## (1) 再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業

概要	再生プラスチックの品質を確保するため、リサイクル事業者に対して、再生材としての物性や懸念化学物質の含有量を把握するための分析装置の導入を支援。
対象事業者	リサイクル事業者 (※対象事業者の詳細はp7「2.2」をご参照ください。)
補助率	<u>2分の1</u>
補助事業期間	<u>交付決定日以降から令和8年2月末*</u> (原則として) (*試運転及び検収までを含む)
補助対象経費	<u>事業を行うために直接必要な経費、設備費等</u> (分析装置、対象機器の制御盤及び対象機器間の配管・配線等、設備の運搬、据付け、試運転調整等)
※補助対象外の経費	予備品、本補助金への応募・申請等に係る経費

# 事業の内容 (公募要領p-6)

## (2) プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入事業

概要 <sup>←</sup>	使用済自動車由来のプラスチック回収量の拡大・輸送効率向上のため破碎設備の導入を支援。 <sup>←</sup>
対象事業者 <sup>←</sup>	使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度に参加する解体業者等 <sup>←</sup> (※対象事業者の詳細は p7 「2.2」 をご参照ください。) <sup>←</sup>
補助率 <sup>←</sup>	<u>2分の1</u> <sup>←</sup>
補助事業期間 <sup>←</sup>	<u>交付決定日以降から令和8年2月末*</u> (原則として) <sup>←</sup> (* 試運転及び検収までを含む) <sup>←</sup>
補助対象経費 <sup>←</sup>	<u>事業を行うために直接必要な経費、設備費等</u> <sup>←</sup> (破碎設備、対象機器の制御盤及び対象機器間の配管・配線等、 <sup>←</sup> 設備の運搬・据付け、試運転調整等) <sup>←</sup>
※補助対象外の <sup>←</sup> 経費 <sup>←</sup>	既存施設の撤去・移設・廃棄費、予備品、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募・申請等に係る経費 <sup>←</sup>

## 事業者の要件 (公募要領p-7)

今回の補助事業の対象者は以下となります。

### 【共通】

- ① 民間企業
- ② 個人または個人事業主
- ③ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者

# 事業者の要件 (公募要領p-7)

## 【事業別】

### **(1) 再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業**

自動車向けに再生プラスチック材の供給を行う事業者等で、すでに自動車メーカーへの供給実績のある事業者、または、新たに当該事業に参入しようとする事業者。

**① 廃プラスチックから異物を除去しペレット（またはフレーク）を製造するリサイクラー**

**② ペレットに添加剤等を混合し、メーカー向けに原材料を製造するコンパウンダー**

**なお、導入する分析装置は自動車用途を前提としつつ、他用途との併用を妨げるものではありません。**

### **(2) プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕設備導入事業**

再生プラスチック原料となるバンパーや内装材等を回収し、破砕を行う解体業者等であり、下記の条件を満たす事業者。

**① 使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度に参加予定の事業者。かつ**

**② 既に資源回収のコンソーシアムに加盟している事業者、若しくは加盟する予定の事業者**

## 申請時の注意点 (公募要領p-7)

- ▶ 同一事業者が複数の事業所について応募申請を行う場合には、**事業所単位**で応募申請を行う必要があります。
- ▶ 応募時に、補助対象となる**破碎設備若しくは分析装置の設置場所（事業所等所在地）**が確定している必要があります。
- ▶ **補助対象設備の導入に関する計画**が具体的に作成されている必要があります。
- ▶ 補助対象設備については、当該設備の製造者等において**安全対策**をとったものである必要があります。
- ▶ 設備の設置にあたって、それぞれの**自治体における廃棄物処理法上の設置許可や騒音条例上の問題がないことが必要**となります。

# 事業者の要件 (公募要領p-7)

## 【その他基本的要件】

- 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- 暴力団排除に関する誓約事項（公募要領p24 様式4）に誓約できるものであること。

## 応募方法（公募要領p-8）

### 【応募書類】

応募にあたり提出が必要となる書類は、スライド12（及び13）のとおりです。

申請書類の様式は、**財団HP内の「自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業専用ページ」**より、電子ファイルをダウンロードして作成してください。

# 応募方法（公募要領p-8, 9）

## 【応募書類】

＜共通＞ 詳細は公募要領p8、9をご参照ください。

【様式1】応募申請書

【様式2】実施計画書（分析装置用、破砕設備用）

【様式3】経費内訳（分析装置用、破砕設備用）

企業パンフレット等（企業パンフレット、定款）

経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表／損益計算書）

【様式4】暴力団排除に関する誓約書

# 応募方法 (公募要領p-9, 10)

## 【応募書類】

＜破砕設備の申請を行う場合＞ 詳細は公募要領p9、10をご参照ください。

共通書類に追加して、以下の書類をご提出ください。

<b>契約書・提案書の写し</b>	<p>資源回収インセンティブ制度に参加していることや、コンソーシアムに加盟していることの証明として、下記の書類をご提出ください。</p> <p><b>【提出書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「資源回収インセンティブ制度 審査申込書」の写し、若しくは、提出予定の審査申込書の案 (PDF) ※1 <b>(必須)</b></li><li>・「コンソーシアム基本契約書」の写し (PDF) ※2</li><li>・ASRチームとの「インセンティブ契約書」の写し (PDF) ※3</li></ul> <p>⇒公募要領 p9、10</p>
<b>自動車リサイクル法に基づく許可証の写し</b>	<p>自動車リサイクル法に基づく業許可の取得状況を確認させていただくため、該当する書類をご提出ください。</p> <p><b>【提出書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・解体業、若しくは破砕業の許可証の写し (PDF)</li></ul>

## 応募方法 (公募要領p-10)

### 【提出方法】

申請書類一式（電子媒体）を、提出期限までに財団HPの申請フォームより提出してください。郵送や電子メールによる提出は受け付けません。

### 【提出先】

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

「自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業」専用ページ

[https://www.jwrf.or.jp/individual/prj\\_001922.html](https://www.jwrf.or.jp/individual/prj_001922.html)

# 応募方法 (公募要領p-10)

## 【公募期間】

令和7年7月28日（月）～ 令和7年9月30日（火）

## 【提出期限】

令和7年9月30日（火）17時必着

- ※応募は順次受け付けるものとし、受付順から随時、審査～採択を行います。  
(上記実施期間にも関わらず、今回の公募で予算額に達した場合、公募の受付を締め切ります) なお、補助事業期間は交付決定日から令和8年2月末となりますので、分析装置・破碎設備の納期を十分考慮の上、申請をお願いします。

## 事業の選定（公募要領p-11）

事業の選定にあたって、財団において対象事業の要件への適合状況や申請内容の妥当性を確認し、専門家の意見を踏まえたうえで選定します。各事業の選定のポイントは以下の通りです。

### (1) 再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業

分析装置の導入により、これまで外部の分析機関に依頼していた再生材の物性や懸念化学物質等の分析作業を内製化することで、分析頻度が向上し、再生材の品質の安定化や品質の向上が期待されること。

### (2) プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕設備導入事業

- ・破砕設備の導入により、使用済自動車からの再生プラスチックの回収量拡大が見込めること。
- ・破砕設備の導入により、使用済自動車から回収された再生プラスチックの運搬効率が向上し、運搬コストの削減が見込めること。

## 採択決定後の手続きについて（公募要領p-12～15）

採択決定後、本補助金交付の手続きに入ります。

具体的には、

- ・**交付規程**
  - ・**公募要領（6. 留意事項等（P12～15））**
- をご参照下さい。

※万が一、これらの規程及び公募要領が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

# 本事業全体の流れ（事業実施前）

申請者（補助事業者）

財団（執行団体）

様式

① 財団HP内のFORMから  
応募申請書の提出



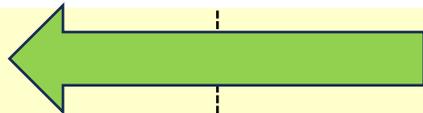
② 応募申請の補助事業の  
採択可否の連絡



③ 交付申請書を財団に提出  
(応募申請が採択された場合のみ)



④ 交付決定通知書の送付



事業実施期間

開始



公募要領様式 1 から様式 4

財団HPから応募申請書様式（公募要領様式 1 から  
様式 4）をダウンロードして書類作成します。

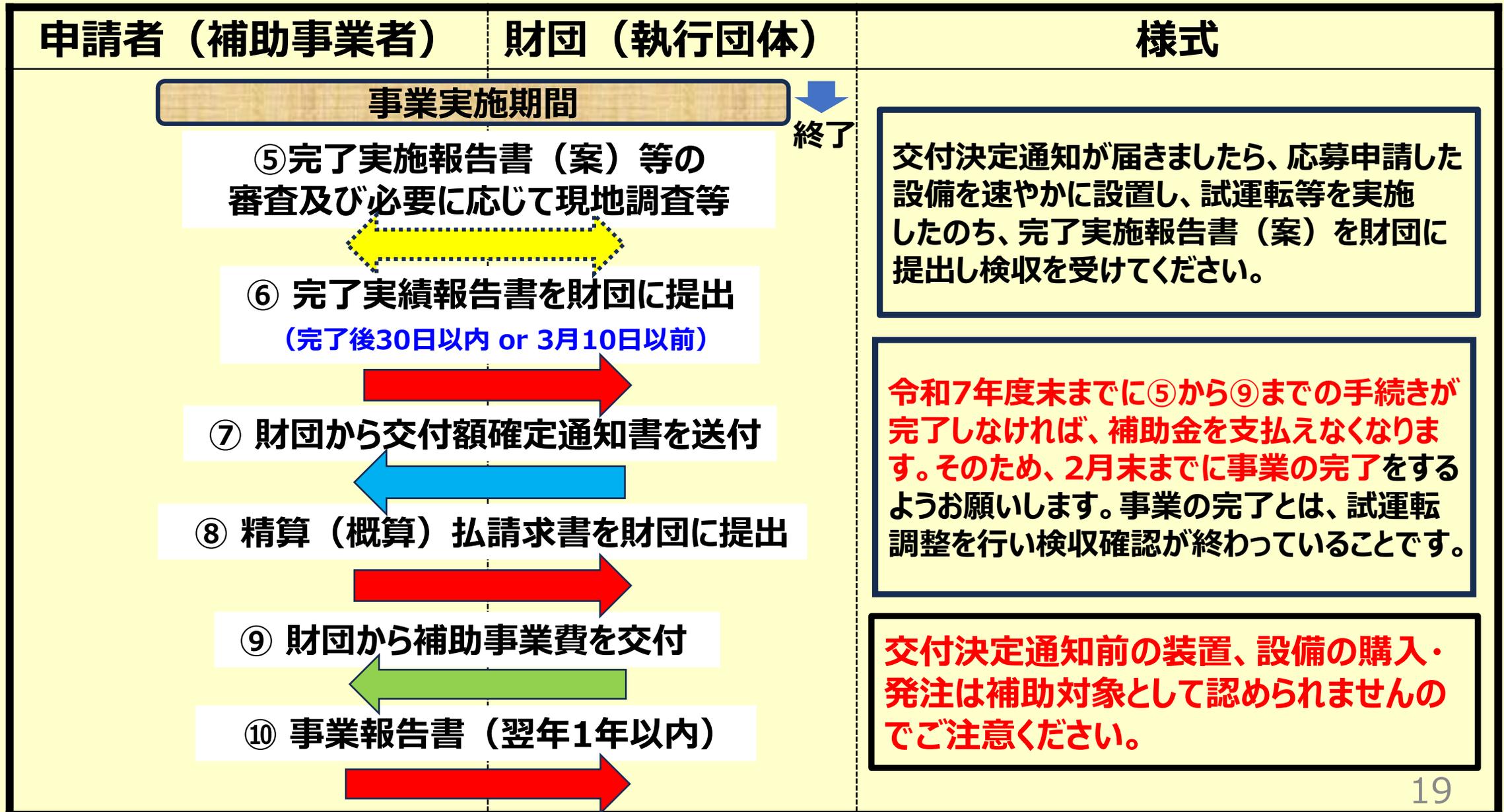
財団で応募内容について審査を行い、採択の可否  
についてメールにて連絡します。

交付規程様式 1

財団から送付した「採択可」のメールにあるURLから、交付  
申請書様式（交付規程様式 1）をダウンロードして書類作  
成します。

財団が交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきも  
のと認めたときは、交付決定通知書をメールにてお送りします。

# 本事業全体の流れ（事業実施後）



## 問い合わせについて (公募要領p-11)

本補助事業に関するお問い合わせは、FAQを参照した上で、なお、不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。なお、問い合わせ内容を正確に把握するため、**極力、電子メールをご利用ください**。その際、メール件名を「**自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業補助金に関する問い合わせ**」としてください。

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 JEI両国ビル8階

担当：松野、大塚、玉谷、井上

TEL：03-6659-5507

E-mail：[shigenjyunkan-1@jwrf.or.jp](mailto:shigenjyunkan-1@jwrf.or.jp)



公益財団法人

廃棄物・3R研究財団

Japan Waste Research Foundation